

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（平成二年政令第二百三十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（向精神薬）</p> <p>第三条 法別表第三第十一号の規定に基づき、次に掲げる物を向精神薬に指定する。</p> <p>一〇七十一（略）</p> <p>七十二（略）</p> <p>七十三 メチル二―（四S）―ハ―プロモ――メチル―六―ピリジン―ニ―イル―四H―イミダゾ―〔一・ニ―a〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン―四―イル―プロパノエイト（別名レミマゾラム）及びその塩類</p> <p>七十四（略）</p>	<p>（向精神薬）</p> <p>第三条 法別表第三第十一号の規定に基づき、次に掲げる物を向精神薬に指定する。</p> <p>一〇七十一（略）</p> <p>七十二 ニ―メチル―ニ―プロピル―・三―プロパンジオールジカルバミン酸エステル（別名メプロバメート）及びその塩類（新設）</p> <p>七十三 <math>\alpha</math>―（<math>\alpha</math>―メトキシベンジル）―四―（<math>\beta</math>―メトキシフェネチル）――ピペラジンエタノール（別名ジペロール）及びその塩類</p>